

第19回 航空輸出入通関・航空物流等（合同）WG議事要旨

1. 日 時 : 平成27年10月14日（水）14:00～16:00

2. 場 所 : ソリッドスクエア 西館 1階 第2会議室

3. 議事の概要

(1) 議題

① 第18回WGの意見等報告

○ 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

② マイナンバー（法人番号）に係る対応<3>

○ 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 輸出入申告官署の自由化対応<3>

○ 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ 「担保照会（IAS）」業務の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑥ BILL情報の配信機能の実装及びBILL請求先欄の追加<2>

○ 事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑦ 旅客氏名表情報及び乗組員氏名表情報の入出港区分の改善

○ 事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑧ WebNACCS<3>

○ 事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑨ 第6次NACCSにおけるパスワード初期化運用

○ 事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑩ 第6次NACCS EDI仕様書<2>

○ 事務局（センター）から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑪ 第6次NACCS 業務仕様書<2>

○ 事務局（センター）から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑫ サブWG検討結果：輸出関連業務（SIR/EIR）

及びインボイス業務（IVA）の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料12に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆第18回WGの意見等報告

○ 原産地証明書識別の4桁化について、通関業界から見直しを要望する意見が多いにも係らず、「対応しない」としたことについて、具体的な理由を説明頂きたい。(委員)
⇒ 現状、原産地証明書識別は1桁となっているが、TPPのような多国間協定が入ることによって更にコードが増えることが予想されており、現状の1桁では枯渇するため、2桁以上にすることは必至と考えている。この点はまずご理解いただきたい。次に、3桁目及び4桁目については、原産地証明書等区分と貨物の種類区分であるが、これら項目については、現在も記事欄等への補足入力をお願いしているものであり、全く新たに入力をお願いするものではない。

しかしながら、4桁となると入力間違いも増加すると思料されるため、入力チェックとして、あり得ない組み合わせを選択した場合にエラーとする等の仕様にすることで、入力負担の軽減ができると考えている。(関税局)

○ コードを間違えることによって、第三者証明機関からの原産地証明書があるにも係らず適用可能な税率が適用されないというケースが、現状でもある。次期では、コードが細分化されることによって、ケアレスミスの可能性が現状以上に増えることを危惧している。

例えば、原産地種別欄の国ごとにEPAの種類を分ける必要があるのか疑問である。その前の項目に原産国コード欄があるにも関わらず、4桁のコードにも国コードが含まれているものがある。もう少し簡略化することはできないかご検討いただきたい。

(委員)

⇒ 4桁のうち、後ろ2桁の原産地証明者等区分と貨物の種類については、現状でも入力していただいている内容だと認識している。これまでも様々なご意見を頂いており、頭2桁の原産地(申告)種別について、二国間協定と多国間協定の2種類でよいのではないのかという意見も頂いている。

しかし、ある国が複数の多国間協定を選択することが出来る場合、例えば、ASEANなのかTPPなのかを区別するには、コードを分ける必要がある。明確にどの協定を使うといった意思表示も含めて、この方法で入力してもらうこととしたい。(関税局)

◆マイナンバー(法人番号)に係る対応(3)

○ 本提案に対して、確認したい点が2つある。(委員)

① 法人番号に係る社名変更の受付機関はJASTPROにおいて一元的に管理されるということによいか。

② 枝番4桁の付け方のルールはまだ決まっていないのか。

⇒ ① ご指摘のとおり、法人番号を持つ者の社名の英文管理等はJASTPROにお

いて実施されることになる。既に発給済みの税関発給コードの更新作業は、平成29年10月をもって終了となる。

② 枝番について、基本的には現行のJASTPROコードと同様の付番（体系）になるものと考えている。現行では、0000を本社として、0001以降を支店等として付与している。（事務局）

○ 本提案に対して、確認したい点が2つある。（委員）

① 法人番号による輸出入申告が必須であるという考え方であれば、通関業界としての意見は、法人の英文表記等は全て自動補完されるべきと考えている。今回の提案の中には、最終的に輸出入者名・住所等が補完されないケースが残っているため、輸出入者名・住所・電話番号等が須らく補完される仕組みを構築していただきたい。

② JASTPROコードは廃止だと思っていたが、JASTPROが英文表記についての管理を有償で行うということで、法人番号の登録はされないのではないかと懸念している。

⇒ ① 法人番号が付与された者の英文表記等の管理を誰が行うのかという点が問題であり、現時点では、既にコード管理の実績があり、また、コード管理に必要となるシステム等の資源を持っているJASTPROにお願いすることが最も現実的な対応だろうということで、本日の提案となっている。法人番号を持つ者全ての英文化の対応は困難である。

② JASTPROコードの利用については、更改を機に、一斉に法人番号の利用に統一することは難しいと思われるため、当面の間、継続利用を可能とすることにより切り替えに伴う混乱を避けることを目的としている。また、有償であるというご指摘ではあるが、JASTPROに対して手続きを行っていただくことにより、NACCSが提供する便利機能の利用が可能になるということをご理解いただきたい。（事務局）

○ 普段から輸出入業務を行っている荷主については、既に輸出入者コードを持っていると思われるのでほぼ問題ないと思っている。しかし、輸出入業務を継続的に行っていない輸出入者については、コードの取得を行っていない可能性が非常に高く、また、今後、JASTPROに手続きを取る可能性は低い。そういった観点からも、（原則として法人番号が必要というのは分かるが、）法人番号の入力必須化については、柔軟な対応を検討してほしい。（委員）

⇒ 頂いたご意見については、担当部署に伝える。（関税局）

○ 本提案に対して、確認したい点が2つある。（委員）

① 輸出入者コード欄にJASTPROコードを入力して送信した場合に、許可書の輸出入者コード欄にはJASTPROコードが出力されるのか、或いは法人番号

が出力されるのか。法人番号で出力の場合、入力されたJASTPROコードを何らかの形で情報として入手可能なのか。

⇒ 輸出入者コードとしては、変換後の法人番号が出力される。なお、申告控では、出力帳票のサンプルにあるように、別項目として、入力したJASTPROコードを表示する予定である。許可書については、現時点では入力値を表示しない方向であるが、必要であれば、申告控と同様に参考情報として表示させることも検討する。

(事務局)

⇒ 今回の制度の見直しにおいて、関税局としては法人番号を用いて申告することとしており、許可情報においては、申告者が法人であれば、その法人に対して許可をしているため、輸出入者コード欄には法人番号を返さざるを得ない。JASTPROコードを出力するとなると、輸出入者コード欄以外の別の箇所に表示する方法となる。(事務局)

② 項目6のAEO相互承認の海外仕出人コードについては、引き続き12桁のままとあるが、日本のAEO事業者が取引相手(海外の輸出入者)に通知する相互承認用コードはどちらのコードになるのか。

⇒ 現在検討中である。(関税局)

○ 法人番号入力の義務化については理解しているが、導入後において運用上の混乱が生じないように、もう少し柔軟な対応を取ることにについてご検討いただきたい。

また、「輸出入者情報照会(II E)」業務については、輸入者名と住所の一部、和名検索等あいまい検索の機能の追加をご検討いただきたい。NACCS掲示板にあるファイルも非常に重く、すばやく検索できるような形式を考えてほしい。(委員)

⇒ II E業務で使用しているDBでは和名情報を持っていないため、和名検索について対応することは出来ない。一方、新規照会業務の「法人番号情報照会(II E01)」業務は、国税庁提供のデータを保持するので和名情報を持つことになるが、NACCSでは和名からの検索は対応しないこととしている。法人番号に係る和名検索は、国税庁が提供する検索サービスをご利用いただきたい。(事務局)

◆ その他

○ 法人番号の件だが、JASTPROコードは、登録は基より、更新の手続きが有償であるため、輸出入者の中でJASTPROコードを利用(更新)しないという社が少なからず現れる可能性がある。そうなった場合、NACCSセンターのDBから輸出入者のコードが減少し、通関業者側での手入力作業が増えていくことを危惧している。また、法人番号及び原産地証明書識別コードの対応については、今後とも通関業界との間で十分な話し合いの機会を設けてほしい。(委員)

⇒ 法人番号の導入や識別コードの件は、通関業務の運用に大きく影響する案件であり、

NACCSセンターとしては可能限り利便性が低下しないようシステムでのサービス機能は維持したいと考えているが、関税局・税関としても制度的な面で譲れない面があることはご理解をいただきたい。そのような中で、関係業界の皆様と十分な意見交換を行う必要性は認識しており、なるべく意見交換の場を設けていきたいと考えている。そのような観点から、本来隔月開催としていたWGについて、来月11月に臨時で輸出入・通関WGを開催し、引き続きご議論をさせていただきたいと考えている。
(事務局)

以上